



公 共 高 第 2 2 3 号
平 成 9 年 1 0 月 6 日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長

看護料に係る経過措置の終了について

このことについて、組合員又は被扶養者が基準看護を実施していない保険医療機関に入院し、病状が重篤なとき、又は手術のため、或いは食事、用便等に介助を要し、看護・付添人を必要とするとき看護料が支給されていましたが、この経過措置が平成9年9月30日限りで終了することにより、平成9年10月1日以降は支給対象となりませんのでお知らせします。

平成6年の健康保険法等の一部改正により、付添看護・介護については、保険医療機関が保険診療として行うと明確に位置付けられ、患者負担を伴う付添看護・介護は原則として平成8年3月31日をもって禁止されることとなりましたが、付添看護解消計画等を策定し都道府県知事の承認を得た保険医療機関については、平成8年4月1日以降当該解消計画終了の日（最大限1年6月）まで経過的に認められていました。

このことに伴い、高知県においても経過措置がとられていましたが、平成9年9月30日限りで終了することとなったものです。